

仕様書の添付省略について

1. 標準仕様書の添付省略

標準仕様書は、愛知県建設部発行「測量及び設計業務共通仕様書」を準用し、本業務委託に添付したものとして、遵守しなければならない。

安城南明治第一土地区画整理事業街区画地等測設業務 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が施行する安城南明治第一土地区画整理事業街区画地等測設業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(法規遵守の義務)

第2条 本業務は、本仕様書によるほか次の関係法規を遵守しなければならない。

- (1) 安城市契約規則
- (2) 土地区画整理法
- (3) 測量法
- (4) その他関係法規

(測定の基準)

第3条 測量業務は、「安城市土地区画整理事業測量作業規程」により実施するものとする。

(提出書類)

第4条 受託者（以下「受注者」という。）は、次の書類を遅滞なく提出し、発注者の承認を受けなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人及び主任技術者届（経歴書添付）
- (4) 完了届
- (5) その他発注者が必要と認めたもの

(作業方法)

第5条 受注者は、発注者と常に密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を遂行するように努めなければならない。

2 受注者は、業務の実施に必要な資料の借用を発注者に申し入れることができる。

3 受注者は、借用する資料について、発注者に借用書を提出する。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務の遂行上知り得た内容全般について、これを他に漏らしてはならない。

(疑義)

第7条 受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議し、解決するものとする。

第2章 業務内容

(業務の目的)

第8条 本業務は、安城南明治第一土地区画整理事業施行区域内において、街区点、中心点、画地点の測設及び4級基準点の設置を行なうことを目的とする。

(業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 街区測設 (街区点・中心点) 32点

工事及び補償物件移転の進捗に応じて複数回に分けて行なうものとし、貸与する街区確定原子表等を基に基準点等から距離及び方向角を用いて街区点及び中心点を設置する。境界標等には、原則として木杭(60mm×60mm×600mm)を使用する。設置が困難な場合は、金属鋳等を設置する。

(2) 画地測設 134点

工事及び補償物件移転の進捗に応じて複数回に分けて行なうものとし、貸与する画地確定原子表等を基に基準点等から距離及び方向角を用いて画地点を設置する。境界標等には、原則として木杭(60mm×60mm×600mm)を使用する。設置が困難な場合は、金属鋳等を設置する。

(3) ① コンクリート杭設置 42点

工事及び補償物件移転の進捗に応じて複数回に分けて行なうものとし、貸与する画地確定原子表等を基に基準点等から距離及び方向角を用いて画地点を設置する。境界標には、原則としてコンクリート杭(75mm×75mm×600mm)を使用し、地下は根固めを行うものとする。

② アルミプレート設置 34点

コンクリート杭設置が困難な場合は、金属プレートを使用し、周囲をモルタル等で固めるものとする。なお、金属プレートは、受注者が用意するものとし、仕様は次のとおりとする。

○規格：40mm角、厚10mmの埋込式タイプ

○金属プレートには、アンカーボルトを取り付けるものとし、アンカーボルトは、プレートの回転等を防止するフィンがついたものとする。

○横矢、角矢のデザインは短い矢のものとし、T字のデザインは、原則、プレート中央に横棒が入るT字とする。

③ コンクリート杭及び金属プレート設置がいずれも困難である場合は、金属鋌を設置する。なお、金属鋌は、受注者が用意するものとし、仕様は次のとおりとする。

○規格：鋌頭直径15mm、長さ55mm

○鋌頭のデザインは、原則、赤い矢印のものを使用する。

(4) 4級基準点測量 20点

地区内の既設基準点を与点として、結合多角方式で行うこととし、観測箇所は既存の基準点を基本とする。

第3章 検査

第10条 受注者は、完了検査に際しては、万全な精度を確保した成果品及びその他の関係資料等を整えておかなければならない。

第4章 納入成果

(納入成果品)

第11条 受注者は、本業務が完了した時は、万全な精度を確保した次

の納入成果品を提出しなければならない。納入場所は、安城市都市整備部南明治整備課とする。

(1) 街区測設成果品

- | | | |
|---|----------------|------------------------------|
| ア | 街区点・中心点設置図 | 白焼1部及びCADデータ（A4
またはA3サイズ） |
| イ | 街区点・中心点測設計算簿 | 白焼1部（A4サイズ） |
| ウ | 点検測量図 | 白焼1部及びCADデータ（A4
またはA3サイズ） |
| エ | 街区点・中心点写真 | 白焼1部 |
| オ | その他監督員が必要とするもの | |

(2) 画地測設成果品

- | | | |
|---|----------------|------------------|
| ア | 画地点設置図 | 白焼1部（A4またはA3サイズ） |
| イ | 画地点測設計算簿 | 白焼1部（A4サイズ） |
| ウ | 精度管理表 | 白焼1部（A4サイズ） |
| エ | 画地点写真 | 白焼1部（A4サイズ） |
| オ | その他監督員が必要とするもの | |

(3) 4級基準点測量成果品

- | | | |
|---|-------|------------------|
| ア | 観測 | 白焼1部（A4またはA3サイズ） |
| イ | 計算簿 | 白焼1部（A4サイズ） |
| ウ | 成果表 | 白焼1部（A4サイズ） |
| エ | 精度管理表 | 白焼1部（A4サイズ） |
| オ | 基準点網図 | 白焼1部（A4サイズ） |
| カ | 点の記 | 白焼1部（A4サイズ） |

（その他）

第12条 受注者は、本業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の処置を講じなければならない。